

# 伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業にかかるQ&A⑥

平成 29 年 7 月 21 日

## 【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント】

**Q1 更新認定が遅れた場合の手順（生活支援会議・サービス担当者会議の順番・流れ）はどうなるのか。（例：7月31日までの認定有効期間で、遅延の結果、8月15日認定決定の場合）**

**A.** 一部の例外を除き、更新の方については生活支援会議にかける必要はなく、今までどおりの対応をお願いします。

一部の例外とは、要介護認定を受けていた方が、更新の結果、要支援となり、要支援として初めてサービスを利用する場合があります。

更新に伴う認定が遅延した場合、暫定ケアプランを作成することとなりますが、前提として、要介護または要支援のどちらかの認定が出て支障がないよう、両方の暫定ケアプラン（原案）を作成することが望ましいと考えます。

ただし、やむを得ない理由で両方の暫定ケアプランの作成が困難な場合は、本人の状態等を総合的に判断し、どちらかの暫定ケアプラン（原案）を作成してください。

その際、要支援のプランを作成しない居宅介護支援事業所の場合は、事前に担当の地域包括支援センターと協働しながら、遅延なく、またサービス超過（自己負担の発生）等に留意して、作成する必要があります。

暫定ケアプラン（原案）作成後に、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所（地域包括支援センター）双方が同席の上、サービス担当者会議を開催し、暫定ケアプランを確定後、更新に伴う認定が出た時点で、速やかに生活支援会議にかけることとなります。

このとき、更新結果が見込みどおりの場合（更新結果を「要介護」と見込み、要介護としての暫定ケアプランを作成し、結果が「要介護」だった場合）は、新たな認定有効期間の初日に遡り、契約を締結し、本プラン交付（8月1日付け）となります。

更新結果が、見込み違いの場合（更新結果を「要介護」と見込み、要介護としての暫定ケアプランを作成し、結果が「要支援」だった場合）は、居宅介護支援事業所が作成した暫定ケアプランを、本人が自ら作成したもの（セルフケアプラン）とみなし、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）は、認定決定日で契約を締結し、本プラン交付とすることが望ましいですが、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が、サービス担当者会議等から、居宅介護支援事業所と連携を取り、適切な引継ぎを行っている場合は、新たな認定有効期間の初日に遡り、契約を締結し、本プラン交付（8月1日付け）できることとします。

生活支援会議には「本プラン（交付前の場合は原案）」を提出し、専門職等からのアドバイスを受け、修正をした場合で、サービス内容に変更が生じるときは、改めてサービス担当者会議を開催し、本プラン作成となります。（軽微な修正のみの場合、サービス担当者会議は必要ありませんが、利用者から同意を得て、署名いただき、新たに本プランとして交付する必要があります。）

その後、本プランは地域包括支援センターを経由（委託の場合）して、市に提出してください。（訪問・通所等の計画書の添付が必要です。）

※いずれの場合にあっても、本人に給付がなされないことがないように留意してください。

## 【訪問型サービス】

**Q2 「訪問介護相当サービス」と「くらし応援サービス」を組み合わせることが可能と聞いたが、どのような場合か。**

**A.** 例えば、週2回訪問介護を利用する方で、週1回は入浴介助等の身体介護中心のサービスを利用し、もう1回は買物等の生活援助中心のサービスを利用する場合は、それぞれ「訪問介護相当サービス」と「くらし応援サービス」との併用となります。

「訪問介護相当サービス」と「くらし応援サービス」の違いは、身体介護を伴うかどうかで判断していただければ結構ですが、介護予防給付からの移行で、従前の訪問介護事業所が「くらし応援サービス」の指定を受けていない場合は、原則事業所を変更する必要があります。

しかし、継続ケースにおいて、生活援助中心のサービスで介護予防給付を受けていた方が、総合事業に移行後、今まで利用していた事業所が「くらし応援サービス」の指定を受けていないため、本来利用できない「訪問介護相当サービス」を利用するケースが散見されますので、ご注意ください。

ただし、今まで慣れ親しんだヘルパーが、移行に伴い変更を余儀なくされ、利用者の精神的負担が大きいと判断される場合等は、おおむね半年間は、「訪問介護相当サービス」において、サービスを継続することを可能としますが、いずれは事業所を変更する必要がある旨のご理解を求めてください。

そのため、上記のことが起きることを防ぐためにも、介護支援専門員等は、移行する前から、利用者に総合事業への移行に伴うサービスの変更等の有無を伝え、ご理解を得ていただきますようお願いいたします。

また、「くらし応援サービス」については、30分未満または30分以上60分未満の二通りの利用方法がありますが、請求について、時間を合算するのではなく、それぞれ1回でカウントしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。